

第 61 回全日本花いっぱい田辺大会
大会関連イベントキッチンカー出店募集要項

1. 目的

令和 5 年 3 月に新庄総合公園で開催する第 61 回全日本花いっぱい田辺大会の「大会関連イベント」において、にぎわいの創出を図ることを目的に、以下のとおりキッチンカーの出店者を募集します。

2. 出店場所・期間、募集台数

キッチンカーの出店場所、期間は次のとおりとし、出店期間中の途中開設・閉店は原則として認めないものとします。

出店場所：新庄総合公園ゆめのふね南西側スペース（別図参照）

出店期間：令和 5 年 3 月 25 日（土）・26 日（日）

※荒天の場合は中止

募集台数：7 台程度

※応募数が上回った場合は、抽選により決定します。

※出店区画は、事務局が決定します。

※営業状態の車幅が 3 m、全長が 5. 5 m を超えるキッチンカーは出店できません。

3. 営業時間

キッチンカーの営業時間は、各日、午前 9 時から午後 3 時までとし、前後 1 時間を準備・後片付けの時間とします。開設後の販売車の移動は原則として認めないものとします。

搬入時間：午前 8 時～午前 9 時

搬出時間：午後 3 時～午後 4 時

4. 出店応募資格と制限

(1) 出店応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

ア 募集目的に賛同し同意できること。

イ 田辺市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証（移動販売車）を有すること。

ウ 出店期間において営業許可証の期限が有効であること。

エ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。

オ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取扱える者であること。

カ 事業所の本店または支店の所在が田辺市にあること。個人の場合は、住民票が田辺市にあること。

キ 令和 5 年 3 月 25 日（土）・26 日（日）の 2 日間営業できること。

(2) 出店応募制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、出店応募することができません。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者。
- イ 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ウ 市税を滞納している者。
- エ 破産者で復権を得ない者。
- オ 暴力団員（田辺市暴力団排除条例（田辺市条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者。暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者。
- カ 公園の円滑な運営に支障を来す又はそのおそれのある者。

5. 販売品目

キッチンカーにおける販売品目は、次に掲げるものの範囲とします。

(1) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

- ア 製造加工品（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。）
- イ 現地調理品（売店において調理する食品は簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理されるもの。）

(2) その他実行委員会が特に必要と認めたもの。

6. 出店料

実行委員会主催のイベントのため、出店料（公園使用料）については、減免とします。

7. 設備

- ア 出店に必要なすべての費用等は出店者の負担とします。
- イ 電源が必要な場合は、事務局において準備します。
- ウ 園内の水道は一般的、かつ常識の範囲でのみご利用ください。なお、排水設備は使用できませんので、排水処理は各自でお願いします。
- エ 出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施してください。
- オ 火気を使用する場合は、必ず消火器を用意してください。
- カ BGMを流す場合は、公園利用者の迷惑にならないような音量としてください。
- キ 事務局において、キッチンカー出店エリアの近くに共用飲食スペースを準備します。出店者においてテーブルやイスを設置することはできません。

8. 募集期間及び受付時間

募集期間 令和4年9月30日（金）まで

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

ただし、応募状況により変更することがあります。

9. 出店までの流れ

(1) 出店応募

下記の必要書類を受付期間中に提出場所に持参又は郵送する。

- ア 出店申請書（様式第1号）
- イ 営業許可証の写し
- ウ 食品衛生責任者であることを示すプレート又は食品衛生責任者養成講習修了証書の写し
- エ 法人登記簿謄本又は住民票（3ヵ月以内のもの）
- オ 完納証明書又は納税証明書等の未納がないことの証明
- カ 車検証の写し
- キ 販売車写真画像（キッチンカーの営業状態、ナンバープレートが確認できるもの）

(2) 審査・抽選・決定

提出書類を基に出店が適当な者か審査し、場合によっては抽選のうえで、決定します。

(3) 出店許可書・進入許可書交付

決定した者に対して、出店場所を記した出店許可書と園内への車両の進入を許可する進入許可書を交付します。

(4) 出店

事務局が指定する時間に、誘導員の指示のもと進入し、指定した場所にて開店する。

※閉店後の退出についても、誘導員の指示に従ってください。

10. 新型コロナウイルス等感染症対策

- ア 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、出店中止をお願いする場合があります。
- イ 待機列ができた場合は、各人が最低1mの間隔を空けて並ぶようお声がけください。
- ウ お客様用の消毒液を設置してください。
- エ 販売・調理スタッフのマスクの着用と、頻繁な手洗い・手指の消毒を徹底してください。
- オ 販売・調理スタッフは、出店当日営業開始前に検温を行い、発熱や咳等の風邪症状がみられる場合は、出店を中止してください。なお、出店者都合の中止による出店料の還付は行いません。

11. その他

- ア 今回の出店にあたっては、「第61回全日本花いっぱい田辺大会」のにぎわい創出が目的であるため、通常の出店募集とは異なることをご理解ください。また、通常は公園内への車両の進入や駐車が許可されていないことを十分に理解した上で、進入や駐車に関しては、実行委員会事務局の指示に従ってください。
- イ 出店エリア（キッチンカー内を含む）での、飲酒・喫煙は許可しません。
- ウ 出店許可書、進入許可書等はすぐに提示できるようにしてください。
- エ 出店終了後、今後の参考にするため、アンケートを実施しますのでご協力ください。
- オ 出店に起因する事故（火災や食中毒など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）は出店者が全責任を負い誠意をもって対応してください。本実行委員会は一切責任を負いません。

- カ 出店者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損傷額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、公園施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- キ 出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について本実行委員会は一切責任を負いません。
- ク 提出いただいた書類及びそれに含まれる情報については、本業務以外の目的には一切使用しません。
- ケ 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令の定めるところによるもののほか、本実行委員会と出店者の協議の上処理するものとします。

12. 提出・お問い合わせ先

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
第61回全日本花いっぱい田辺大会実行委員会
(事務局 田辺市建設部 管理課 公園係)

TEL 0739-26-9966 FAX 0739-25-6016 Eメール 61hana@city.tanabe.lg.jp

※本要項や申請書類は、ホームページからもダウンロードできます。

https://www.city.tanabe.lg.jp/kanri/hanaippai_tanabe/index.html